日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第一章 賃金

第七節 賃金不払の慢性化

失業とおなじ影響を労働者にあたえる賃金不払いは「昭和二三年秋ごろから石炭鉱業や通信機工業方面に発生しはじめ、経済九原則発表後の昭和二四年二月頃になると急激に一般化して来た。初期の頃は一般に賃金遅配と称せられ、それは経済九原則の重大性を疑つたと同じように、最初はそれ程重要事件となるとは考えられていなかつたようであるが、間もなく経済九原則が犯しがたい厳粛なものであることが明になつたと同様にこの問題も容易ならぬ重大事件であることが明になつてきた。すなわち、賃金不払は各工場軒並に発生し且慢性化し、これに対し労働組合は一斉に防衛闘争を開始し賃金遅配反対を唱えると共に、外部に対しては食糧公団に主食掛売を要求し、市町村当局に生活保護法の集団的適用を要請する事態となって来た」のである(労働省労働基準局「賃金不払事件処理状況について」一九五〇年三月)。

そこで、賃金不払事件の監督は、一九四九年三月、労働省労働基準局が、従来の監督方針では、賃金不払が広範かつ集団的に発生し重大な社会問題となつた当時の情勢に応じきれず、具体的な監督基準を都道府県労働基準局に示したことから、本格的に出発したのである。

この一九四九年三月から同年一二月までに全国の労働基準監督署が扱つた賃金不払事件の総件数は一三、七四一件、解決件数は一〇、三二八件で約七五%が解決されたことになる。また、これに相当する賃金額は、総不払賃金八、五七三、九五一、五三八円、総支払済賃金額七、三五八、七四三、〇一七円で約八五%が支払わせしめられているということになる。件数にくらべて率が高いいのは、この支払済金額には一部支払の賃金額もふくんでいるためと思われる。けつきよく、差引三、四一三件、一、二一五、二〇八、五二一円が未解決ということになつている。この数字は、労働基準監督署の監督官が定期的に事業場を臨検して把握したもの、労働者または労働組合もしくは第三者が当局に口頭または文書でその事実を訴えてきたもの、さらに賃金統計、新聞、風評などの情報からそれを把握したものが主である。したがつて、労働省も「これらの事件は賃金不払として存在する多くの事例の全部というわけにはゆかない」(前掲書一六ページ)と認めている。しかしながら、この欠点を認めた上で、各月別の状況をみると、別表21のとおりである。

同書をみると、賃金不払が発生した事業所数は、三月から五月までの三ケ月間に一、六八七件であったのが、六月には一ケ月間で一五四九件に達し、以後も毎月累増して、一二月には二、〇〇〇件を突破している。

一方、未払の解消件数は、発生件数を下廻り、未払件数ならびに金額が累積の傾向にあることは、賃金未払の慢性化現象が、いぜん解消へ向つていないことを物語つている。また、これらの月別の取扱件数の総平均は月二、八五六件となり、七月以後の総平均は月四、〇一一件である。これが、全監督件数の三月より一二月の平均および七月以後の平均と、どのような割合になるかというと、前者は八%に相当し、後者は一二%に相当している。また、こころみに一二月の五、四六三件

についてくらべてみると一七%に相当していることがわかる。そうして「全監督件数の中には極めて 軽易な事案も含まれていると考えられるので、賃金不払の質的意義を考慮に入れれば、この数字 以上の事務量となることは想像にかたくない」と労働省も指摘している(前掲書、一九ページ)。

賃金不払事業場の産業別の状況および月別の変化は第77表のとおりである。この表は、一九四 九年七~一二月に、毎月あたらしく賃金不払事業場として把握された事業場を、産業別、月別に分 類している。

各月を通覧して、もつとも多く賃金不払をおこした業種は、機械器具工業で、総件数の約三〇%を 占めている。これについで、製材木製品工業、土建工業が、総件数の約一三%を占めている。さら にこれについで、金属工業、化学工業、鉱業、林業、窯業、土石業、紡織業などとなり、総件数の約 四%となつている。

各月別にみると、七月においては総件数の約三一・九%を占めて高率を示していた機械器具工業が、八月以後は毎月へつて、一二月は約二六・一%となつているのが目立ち、このような傾向を示すものとして、金属工業、化学工業、鉱業などがある。また反対に、紡織業のように、七月においては約三%にすぎなかつたものが、八月以後は毎月ふえて、一二月には約三・九%になつたものもある、このような傾向のものとして、製材木製品工業、食料品工業、土建工業などがある。

賃金不払事業場の規模別、月別変化は第78表のとおりである。この表によると、一般に、中小規模の事業場に賃金不払が多く発生し、大規模事業場にすくないということが指摘できる。

さらに、大規模事業場は、七月においては総件数の約一二%を占めたが、一二月には約六%に 半減し、反対に小規模事業場は、七月において三二%であつたものが、一二月には四五%に増加 している。これは、大規模事業場よりも、中小規模事業場に賃金不払の発生が多くなってゆくという ことを物語つている。

註 大規模事業場=一〇〇人以上 中規模事業場=九九一一〇人 小規模事業場=九人以下

賃金不払が発生する原因は、産業別・規模別によつて異つている上に、なかなか正確に捕捉する ことがむずかしい。

労働省労働基準局監督課が、原因別調査をおこなつた一九四九年七月の新規発生不払事業場の全部と、同年一一月の新規発生不払事業場の一部(総数の約四八%)について、その原因を代表的な六種類に集約すると、第79表のとおりである。

総体的にみると、売掛代金の未回収が圧倒的で、売行不振がこれについでいる。さらに、七月と一 一月をくらべると、七月に多かつた政府支払の遅延や労資紛争を原因とするものがすくなくなり、売 掛代金の未回収と売行不振に原因が集約されてゆく傾向を示している。

労働基準法に基く監督業務により、使用者に労働者の権利を回復せしめた金額をみると、一九四八年三月の三、三〇〇、〇〇〇円から四月八、五八〇、〇〇〇円と増加し、五月には三〇、〇〇〇、〇〇〇円をこえ、一一~一二月には四〇、〇〇〇、〇〇〇円を上まわり、年末の総計二六九、三三〇、〇〇〇円に達している(第80表)。

この金額を条文別にみると、労働基準法第二四条(賃金の支払)に関するものがもつとも多く、総

金額一〇六、四七〇、〇〇〇円で全額の約四〇%を占め、第三七条(時間外、休日および深夜の割増賃金)にかんするものが、九六、一七〇、〇〇〇円、全額の約三六%でこれについている。

事業場の規模別についてみると、総数九、五一〇事業場のうち、五七%に当る五、三八七事業場は中規模事業場で、監督事業場の規模別数に対する比率においても、中規模が約七%で、大規模および小規模のそれぞれ六・一%、三・九%にくらべ大である。

なお、賃金の遅払・不払とともに、とくに一九四九年においては、名目賃金のきりさげがおこなわれはじめたことが注目される。

しかしながら、まだその多くは、第四節にもふれたとおり、能率給の圧縮、諸手当、福利厚生費の削減などという部分的なものに止つており、またそれを実施した部門も一部にかぎられている。

日本労働年鑑 第23集/1951年版 発行 1951年1月1日 編著 法政大学大原社会問題研究所 発行所 時事通信社 2000年2月15日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→■ 日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(http://oisr.org)